

令和5年度

第4回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和5年7月10日（月）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第4回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和5年7月10日(月)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年7月10日	午後1時30分	会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和5年7月10日	午後2時00分	会 長	杉下 和治	
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 25名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	×	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	6番 吉田 利明		7番 城本 康志			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹		主幹 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 報告第4号 許可不要転用届について 日程第6 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画(第7回)の決定について 日程第8 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(第2回)の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。御起立願います。着席下さい。ただいまから、令和5年度第4回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** みなさん、こんにちは。毎日蒸し暑い日が続いていますが、梅雨末期の大雨で、各地で被害が出ております。いつ大雨が降るか分かりませんので、気を付けて作業されてください。今日はですね、5番の樫木委員が、欠席の届けが出ております。現在、出席委員は25名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、6番、吉田利明委員。7番、城本康志委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は、2ページから3ページをご覧ください。今回は、11件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号89番から95番は所有権移転のため、申請番号96番から98番は経営規模縮小のため、申請番号99番は契約内容変更のためとなっております。以上、報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、4ページをご覧ください。今回は、3件の届出が提出されております。関連資料につきましては、資料5ページから7ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。資料5ページは令和4年12月1日現在、資料6ページは令和5年6月1日現在、資料7ページは令和5年6月1日現在となっております。以上、報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、8ページから10ページ、別添配布しております写真をご覧ください。今回は、地区担当農業委員による現地調査により、4筆の

農地を非農地と判断しております。非農地化対象農地は、上地区、畑 1 筆、1, 153 平米。深田地区、田 1 筆 376 平米。深田地区、畑 2 筆 400 平米です。以上、報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第 3 号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第 3 号を終わります。

日程第 5 報告第 4 号 許可不要転用届について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第 5、報告第 4 号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** 許可不要転用届 1 件について報告します。資料は 11 ページからになります。申請番号 2 番について、申請人は町内の個人の方です。転用する土地は 1 筆で、地目は台帳・現況ともに畑、面積は 154 平米です。農機具倉庫として許可不要転用届を提出されているものです。現地は、深田東、庄屋地区、JAくま深田給油所から西へ 210m の場所になります。周囲への影響等はないと考えられることから許可不要と判断します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第 4 号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。

日程第 6 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第 6、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** 農地法第 5 条の許可申請について説明いたします。資料は 15 ページからになります。今回は 3 件の審議をお願いします。申請番号 10 番について、資料は 16 ページから 27 ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地は 1 筆で、地目は台帳・現況とも畑、転用面積は合計で 242 平米です。移転する内容は、永久年間の使用貸借で、転用の目的は、個人住宅です。20 ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団にある第 1 種農地です。しかし、申請地周辺の集落に居住する者の日常生活に必要な施設であることから、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、個人住宅への転用は可能です。22 ページから事業計画書、資金計画書、住宅ローン審査書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号 11 番について、資料は 28 ページから 41 ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地は 1 筆で、地目は台帳・現況とも田、転用面積は合計で 2,424 平米です。移転する内容は、贈与による所有権移転で、転用の目的は、繁殖牛舎です。31 ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域内ですが、40 ページにあるとおり、農業用施設用地として用途区分が変更されていることから、繁殖牛舎への転用は可能です。33 ページから事業計画書、資金計画書、今回活用される補助事業の内容、貸付見込証明書、土地改良区意見書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号 12 番について、資料は 42 ページから 54 ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地は 1 筆で、地目は台帳・現況とも畑、転用面積は合計で 290 平米です。移転する内容は、贈与による所有権移転で、転用の目的は、個人住宅です。45 ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、1

0ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地です。近隣の土地も検討されましたが代替地がないことと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、個人住宅への転用は可能です。48ページから事業計画書、資金計画書、残高証明書、融資予定証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号10番の案件について、18番委員の的射場委員より、申請番号11番の案件について、12番委員の中村幸二委員より、申請番号12番の案件について、4番委員の藤本委員より、報告をお願いします。

○**18番委員（的射場 洋一君）** 18番的射場です。農地法第5条の規定による許可申請について 申請番号10番について現地調査の結果を報告いたします。本日午前9時より会長、調査班第3班、事務局2名で調査に行っていました。資料は15ページから27ページになります。20ページの地図をご覧ください。場所は免田西下乙地区の公民館から東に約50メートルの程のところにあります。百太郎溝の南側の方になります。地目は畑、現況はちょっと先に手を入れられていて、雑種地のようになっていますが、転用準備されているというところ。個人住宅ということで、親子間でのやり取りになるということで、何ら問題はないと思われ。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

○**12番委員（中村 幸二君）** 12番委員の中村幸二です。農地法第5条の規定による許可申請、申請番号11番の案件について、午前中6名の委員で現地調査を行いましたので、報告いたします。資料は28ページから41ページになります。31ページの地図をご覧ください。場所は清水地区で、国道219号線、川辺セメントから南へ約1.5キロメートル程行ったところにあります。清水保育園から南へ50メートル、たばこの共同育苗ハウスの隣になります。譲渡人と譲受人はともに町内の方で、親子の関係であり、贈与による所有権移転となります。申請地には繁殖牛舎を建設される予定です。近くに保育園と育苗ハウスがありますので、雨水による流出が懸念されますが、現在の牛舎も住宅地の横にあり、適切に管理・作業等されており、地域の方々からの信頼も厚く、建設される牛舎もしっかりと管理されるものと考えておりますので、皆様方のご審議方、よろしくお願ひいたします。

○**12番委員（中村 幸二君）** 4番藤本です。農地法第5条の規定による許可申請について、12番の案件について今朝の現地調査の報告をいたします。資料は42ページから54ページです。譲受人・譲渡人ともに町内の方で、個人の方です。いわゆる、祖父と孫の間柄になります。地目は畑で面積は290平米になります。場所は45ページの地図を見ていただきたいと思います。上の方に国道219号線が通っておりますが、井口川の手前にハローがあります。ハローから上の方に真っすぐ登る線が岡原線になります。岡原線と繋がっているところに行きます。その中間点が免田中学校の方から来ている町道になります。その中間点のところから約300mくらいバックしたところが申請地になります。申請地の前にちょうどコインランドリーがありますので、分かると思います。44ページの地図を見てもらえれば分かる通り、周辺は住宅街で農地としては管理しにくいような状態にあります。本人も自宅付近で随分探したそうですが、ないということで、こちらの方に住宅を移したいということで、今回の申請になったわけであり。何ら問題ないということで、現地調査を行いましたので、皆さん方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号10番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号10番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号10番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号11番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号11番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号11番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号12番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号12番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号12番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第2号 農地利用集積計画（第7回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画（第7回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい。それでは利用権設定に係る分について説明いたします。資料は56ページからご覧ください。資料56ページ上段の申請番号303番から資料58ページ下段の308番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。資料59ページ上段の申請番号309番から資料63ページ下段の312③番までは、期間満了に伴う使用賃借権の再設定です。資料64ページ上段の申請番号313番から資料64ページ下段の314番までは、新規の賃借権の設定です。資料65ページの申請番号315番から資料69ページの申請番号319番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は70ページをご覧ください。今回の申請は4件で、申請番号25番から26番は、農業公社が買い入れするものです。申請番号27番から28番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、すべて10アール当たりの価格になります。申請番号25番の買い入れ価格50万円、申請番号26番の買い入れ価格1段目から4段目は、40万円、5段目から8段目は、55万円、9段目から10段目は、40万円、申請番号27番の買い入れ価格66万6,250円、申請番号28番の買い入れ価格50万1,748円、以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、各要件を満たしていると考えております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農用地利用集積計画（第7回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第7回)について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(第2回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第8、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(第2回)の決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) はい。それでは利用権設定に係る分について説明いたします。資料74ページの申請番号2番は 借り手の更に伴う賃貸借権の再設定です。75ページから76ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第3号、農用地利用集積等促進計画(第2回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積等促進計画(第2回)について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) 御起立願います。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 6番 吉田 利明

あさぎり町農業委員会 署名委員 7番 城本 康志